

財 関 第 777 号
平成 18 年 6 月 26 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

1. 69 の 2 6 の(1)に次のように加える。

(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記 69 の 3 の認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

2. 69 の 4 1 の(2)の口中「その他」を「、上記口の(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該」に改め、「協議するものとする。」の次に「なお、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで、税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いが無いこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記口の(イ)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求めることとす

る。」を加え、同項の(2)のロを同項の(2)のハとし、同項の(2)のイの次に次のように加える。

ロ 輸出差止申立てを受け付けた場合は、次によりその内容の公表等を行う。

(イ) 輸出差止申立てを受け付けた税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸出差止申立てについて利害関係を有する者は受付税関に対し意見を述べるができる旨及びその期間(受付の日から10日(行政機関の休日を含まない。)以内の期間)を付記することとする。

(ロ) 上記(イ)により公表した輸出差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税関は、「輸出差止申立書」中【公表】と記載されている事項(申立有効期間を除く。)及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答する。

(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸出差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。

(ニ) 税関は、輸出差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。

3.69の4 1の(3)のイ中「(2)ロ」を「(2)のハ」に改め、同項の(3)のハ中「予想される輸出者」の次に「又は上記(2)のロの(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者」を加え、「輸出者その他意見を聴くことが適当と認められる輸出者」を「等意見を聴くことが適当と認められる者」に、「一方の当事者が他方の」を「ある当事者が別の」に改め、同項の(3)の二中「予想される輸出者」を「申立人以外の当事者」に改め、同項の(3)のホ中「一方の当事者」を「ある当事者」に、「他方の当事者」を「他の当事者」に改め、同項の(4)のイに次のように加える。

(注) 法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財産調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。

4.69の8 6の(1)に次のように加える。

(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するもので

はなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記69の9の認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

5. 69の10 1の(2)の二を同項の(2)のホとし、同項の(2)のハを同項の(2)のニとし、同項の(2)のロ中「その他」を「、上記ロの(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該」に改め、「協議するものとする。」の次に「なお、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記ロの(イ)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求めることとする。」を加え、同項の(2)のロを同項の(2)のハとし、同項の(2)のイの次に次のように加える。

ロ 輸入差止申立てを受け付けた場合は、次によりその内容の公表等を行う。

(イ) 輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸入差止申立てについて利害関係を有する者は受付税関に対し意見を述べる旨及びその期間（受付の日から10日（行政機関の休日を含まない。）以内の期間）を付記することとする。

(ロ) 上記(イ)により公表した輸入差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税関は、「輸入差止申立書」中【公表】と記載されている事項（申立有効期間を除く。）及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答する。

(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸入差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。

(ニ) 税関は、輸入差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。

6. 69の10 1の(3)のイ中「(2)ロ」を「(2)のハ」に改め、同項の(3)のハ中「予想される輸入者」の次に「又は上記(2)のロの(ハ)により意見の陳述を行った

者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者」を加え、「輸入者その他意見を聴くことが適当と認められる輸入者」を「等意見を聴くことが適当と認められる者」に、「一方の当事者が他方の」を「ある当事者が別の」に改める、同項の(3)の二中「予想される輸出者」を「申立人以外の当事者」に改め、同項の(3)のホ中「一方の当事者」を「ある当事者」に、「他方の当事者」を「他の当事者」に改め、同項の(4)のイに次のように加える。

(注) 法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財産調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。

第2 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1 . 税関様式C第5610号の裏面の2の(1)及び税関様式C第5612号の裏面の2の(1)に次のように加える。

(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

2 . 税関様式C第5810号の裏面の2の(1)及び税関様式C第5812号の裏面の2の(1)に次のように加える。

(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。